

地理空間情報活用推進基本法及び地理空間情報活用推進基本計画における 産学官連携に関する規定

地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年 5 月 30 日 法律第 63 号、抄）

（連携の強化）

第七条 国は、国、地方公共団体、関係事業者及び大学等の研究機関が相互に連携を図りながら協力することにより、地理空間情報の活用の効果的な推進が図られることにかんがみ、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

地理空間情報活用推進基本計画（平成 20 年 4 月 15 日閣議決定、抄）

第 I 部 地理空間情報の活用の推進に関する施策についての基本的な方針

3. 現状の課題

（4）産学官の連携の強化

より新鮮で精度が高い地理空間情報を整備し、それを容易に利用できる環境を整備していくためには、国、地方公共団体、民間、学界等がそれぞれの役割に応じた取組を行うとともに、相互に連携を図りながら協力することが重要である。このため、国はこれまで以上に地方公共団体、民間、学界と連携を強化する必要がある。

第 II 部 今後の地理空間情報の活用の推進に関する施策の具体的な展開

第 1 章 地理空間情報の活用の推進に関する全般的施策

1. 関係主体の推進体制の整備と連携の強化

（3）産学官の連携

地理空間情報高度活用社会の実現を図るためには、社会のニーズをとらえた施策を実施し、技術開発や多様なサービスの展開を実現すること等が重要であり、産学官の連携が必要である。

このため、広く産学官の関係者、有識者が参画する地理空間情報産学官連携協議会（仮称）を設置するとともに、地理空間情報の活用を中心に、技術・市場・制度面の検討を積極的に行っている g コンテンツ流通推進協議会などの民間団体における連携の取組を促進する。また、地理空間情報を整備するためのルールの策定など、民間の技術力の活用や、官民のニーズの反映が必要な施策について、J I S 原案作成委員会等の産学官共同の取組を行う。

（以下略）